

# 三原市地域情報化計画

三原市

## 目 次

第 1 章 はじめに .....	4
1-1 三原市地域情報化計画の位置づけ .....	5
1-2 計画の推進と段階的整備 .....	5
(1) 計画の推進 .....	5
(2) 情報システムの段階的整備 .....	5
1-3 国及び県における情報化の取り組み状況 .....	6
(1) 国における情報化の取り組み状況 .....	6
(2) 広島県における情報化の取り組み状況 .....	10
1-4 情報化とは .....	12
(1) 地域特性及び地域課題と情報化 .....	12
(2) 情報利用者と情報化 .....	12
(3) 地域情報化と行政情報化 .....	13
第 2 章 地域情報化の目標と方針 .....	16
2-1 地域情報化の目標と方針 .....	17
(1) 推進方針 .....	17
(2) 整備方針 .....	17
2-2 地域情報化整備方針の具体的内容 .....	19
(1) 質の高い、広域的な行政情報サービスの提供 .....	19
(2) 地域コミュニティの形成 .....	20
(3) 健やかに暮らせる安らぎのまちの実現 .....	21
(4) 市民・産業の情報利活用の普及と促進 .....	22
(5) 地域の活性化と市民交流を促進する情報基盤の整備 .....	23
第 3 章 行政情報化の目標と方針 .....	26
3-1 行政情報化の目標 .....	27

3-2 行政情報化整備方針の具体的内容	2 7
(1) 地域公共ネットワークの早期整備	2 7
(2) 新産業の創出と地域の活性化	2 7
(3) 独自の整備思想と先進的な情報ネットワークの構築	2 8
(4) 基幹系情報システムの再構築の検討	2 8
(5) その他行政情報システムの更新	2 8
3-3 電子自治体の実現	2 9
(1) 実現方法	2 9
(2) 実現化イメージ	3 1
<b>第 4 章 情報化基盤の整備</b>	<b>3 2</b>
4-1 情報化基盤の整備の必要性	3 3
(1) 地域情報基盤整備網	3 3
(2) 地域公共ネットワーク	3 3
4-2 地域情報基盤の整備	3 3
(1) 地域情報基盤の整備方法	3 3
(2) 情報の区分と受益者負担	3 4
4-3 行政情報基盤の整備	3 5
地域公共ネットワークの整備方法	3 5
<b>第 5 章 地域情報化計画の施策</b>	<b>3 6</b>
5-1 施策の内容	3 7
(1) 質の高い、広域的な行政情報サービスの提供	3 7
(2) 地域コミュニティの形成	4 0
(3) 健やかに暮らせる安らぎのまちの実現	4 1
(4) 市民・産業の情報利活用の普及と促進	4 2
(5) 地域の活性化と市民交流を促進する情報通信基盤の整備	4 3
5-2 展開スケジュール	4 4
<b>第 6 章 地域情報化の推進体制</b>	<b>4 8</b>
6-1 役割分担	4 9
(1) 地域情報化に対する理解	4 9

(2) 情報ボランティアやNPOとの協力 .....	49
(3) 地域ケーブルテレビ局との連携 .....	49
6-2 運営体制 .....	50
6-3 推進組織 .....	51
資料 情報化の状況 .....	52
三原地域（旧三原市）の情報化の状況 .....	53
(1) 基盤整備事業 .....	53
(2) 民間放送事業者の概要 .....	55
(3) 民間通信事業者のサービス提供状況 .....	56
本郷・久井・大和地域の情報化の状況 .....	58
(1) 本郷・久井地域 .....	58
(2) 大和地域 .....	60
用語集 .....	61
CATV伝送方式の説明 .....	65

# 第1章

## はじめに

---

## 1-1 三原市地域情報化計画の位置づけ

「三原市地域情報化計画」は、本市が目指すべき情報化の目標・施策を定めるものです。

本市では、本計画を機軸に市民、企業、行政機関等さまざまな地域主体の理解と協力のもと、IT社会にふさわしい、情報化を推進していくことを目指します。

なお、本計画は、「三原市長期総合計画基本構想」に基づく分野別計画のひとつとして位置付け、平成17年(2005年)度から平成22年(2010年)度の6ヵ年における、本市の情報化の指針となるものです。

## 1-2 計画の推進と段階的整備

### (1) 計画の推進

近年のIT技術は、ドッグイヤーなどといわれるほど進歩が著しく早く、次々と新しい技術が生み出されています。また、政府の構造改革により、制度改正や規制緩和等が積極的に実施され、社会環境は急激な変化を遂げています。

このように外部環境の変化が著しいと、近い将来には情報化計画自体が陳腐化し、技術面のみならず多様化する市民ニーズにも対応できなくなる可能性があります。

したがって本市では、技術革新や先進事例、社会環境調査等の定期的な実施により、常に最新の情報化動向を把握し、市民ニーズに適応し、かつ時代の潮流にあった地域情報化を推進します。そのために、地域情報化計画の見直しを定期的に行うものとします。

### (2) 情報システムの段階的整備

情報システムには、技術面・運用面における課題以外にも、法的な制約やシステム仕様の標準化など、国家機関からの明確な指針が待たれるものがあります。

広域連携などを視野に入れた行政サービスを提供する際には、制度的な統一や整合を図ることはもちろんのこと、データの形式やプロトコルなどを統一しなければなりません。そのため、国や県、近隣自治体の整備状況を考慮せずに情報システ

ムの導入を進めると、広域連携の際に制度自体の見直しやシステムの全面更改、多額の改善費用など、非効率的な状況に陥る可能性があります。具体例として、個人認証や個人情報の蓄積、電子決済などの利用に注目されているＩＣカードの仕様などがあります。

これらのことを勘案し、情報システムの導入にあたっては、制度的・技術的動向などを十分に把握するとともに、種々の条件や課題をクリアした情報システムについて、段階的に整備を進めていくものとします。

### 1-3 国及び県における情報化の取り組み状況

#### (1) 国における情報化の取り組み状況

##### ＩＴ国家戦略の推進

情報通信技術の活用により世界的規模で生じている社会経済構造の変化に適切に対応することは、我が国においても緊急の課題となっているため、政府は第150回臨時国会に「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（ＩＴ基本法）」を提出し、平成12年(2000年)11月に成立、平成13年(2001年)1月より施行され、政府にＩＴ戦略本部が設置されました。同本部では、我が国が5年以内に世界最先端のＩＴ国家となることを目指した国家戦略である「e-Japan戦略」が制定されました。以降、同戦略を具体化し、年度別の重点計画が制定されています。

表 ＩＴ戦略本部の動向

平成12年(2000年)11月29日	高度情報通信ネットワーク社会形成基本法「ＩＴ基本法」が成立
平成13年(2001年)1月22日	e-Japan 戦略
平成13年(2001年)3月29日	e-Japan 重点計画
平成13年(2001年)6月26日	e-Japan2002 プログラム
平成14年(2002年)6月18日	e-Japan 重点計画-2002
平成15年(2003年)7月2日	e-Japan 戦略
平成15年(2003年)8月8日	e-Japan 重点計画-2003
平成16年(2004年)2月6日	e-Japan 戦略 加速化パッケージ
平成16年(2004年)6月15日	e-Japan 重点計画-2004
平成16年(2004年)12月17日	u-Japan 政策骨子発表(総務省)

u-Japan

ユビキタスネット社会とは

平成13年(2001年)1月に策定された「e-Japan 戦略」のもと、「平成17年(2005年)までに世界最先端のIT国家になる」という目標に向けて政府一体となって取り組んできた結果、世界で最も低廉で高速なブロードバンド環境が実現されるなど大きな成果が上がりつつあり、我が国が自ら最先端技術を開拓し、諸外国の目標になる立場になりつつあります。一方、今後本格化する少子高齢化社会の中では、安心・安全な生活環境、高齢者等の生きがいづくり、人材の育成、循環型社会の構築など様々な課題が山積しており、こうした課題を解決する手段としてICTへの期待が高まっています。

u-Japanとは、社会の様々な課題がICTによって解決された平成22年(2010年)の我が国の姿を指す。その理念は、「ユビキタス(あらゆる人やモノが結びつく)」、「ユニバーサル(高齢者等でも簡単に利用できる)」、「ユーザー中心(利用者の視点が融けこむ)」、「ユニーク(個性ある活力が湧き上がる)」の4つからなりますが、その中心となるのは「ユビキタス」であり、「人と人」だけでなく、「人とモノ」、「モノとモノ」のコミュニケーションが簡単になされるところが特徴です。例えば、電子タグが食品に付けば、買い物の際に食品の生産流通履歴を簡単に確認できるようになるとともに、レジでの精算を瞬時に済ませることも可能となる。また、街中のいたる所に埋め込まれた電子タグからスロープ、エレベータなどの安全な経路情報が提供されるようになれば、高齢者や障害者も安心して外出できるようになります。これまで情報通信機器は大きくて価格が高いものでしたが、今後は、小さくて価格の安いデバイス(装置)がいたる所、いたるモノに付くことにより、「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」簡単にネットワークにつながり、ICTが草の根のように生活の隅々にまで融け込むこととなります。

他方、u-Japanを実現していく上では、新たな課題も出てきます。例えば、ネットワークを通じて個人の購買履歴や行動履歴が簡単に把握できるようになれば、こうした個人情報が出たり、悪用されたりする可能性があります。また、家庭内の様々な機器がネットワークとつながれば、こうした機器に対してもウイルスや不正アクセスの被害が発生する可能性があります。



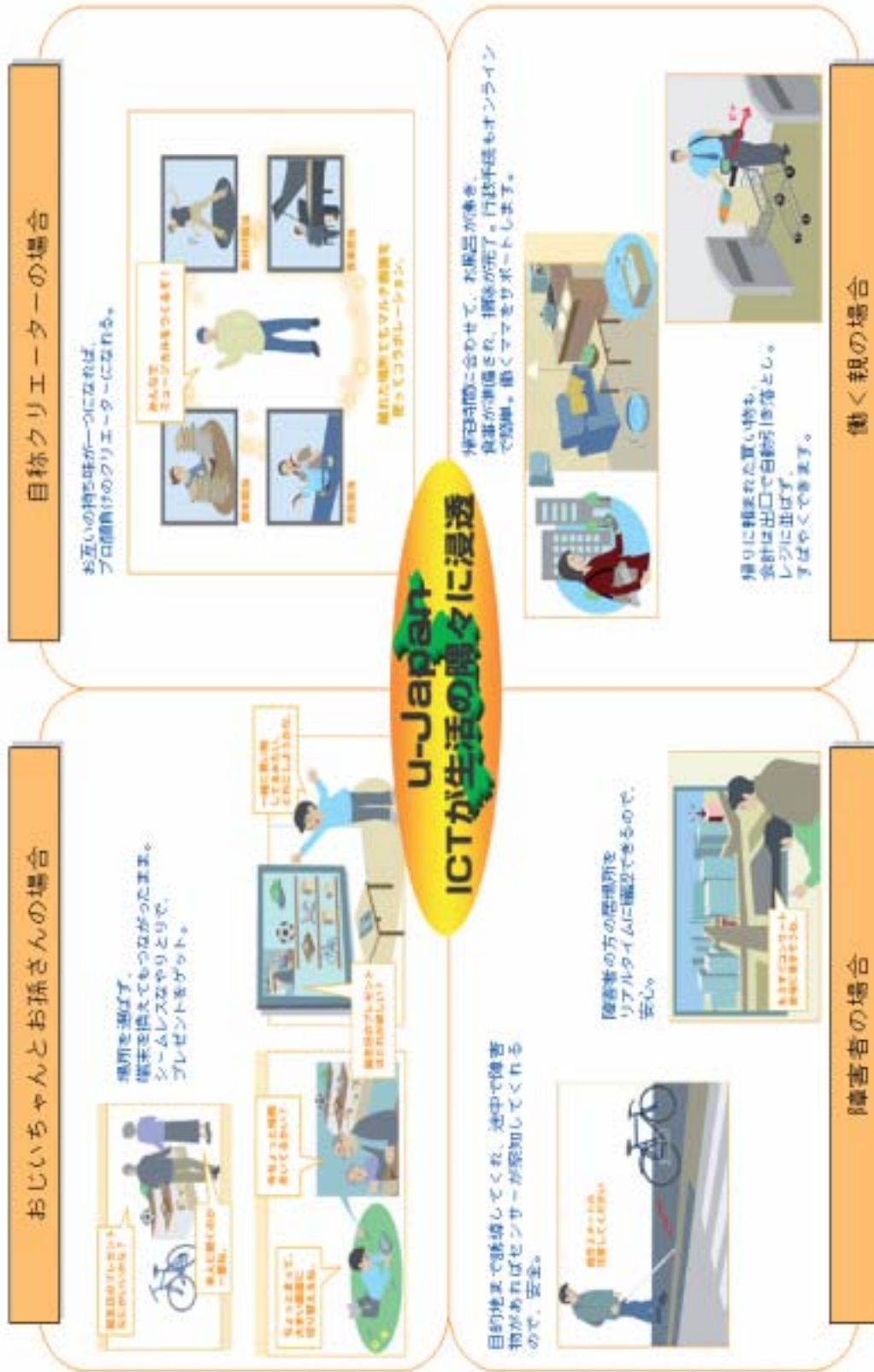
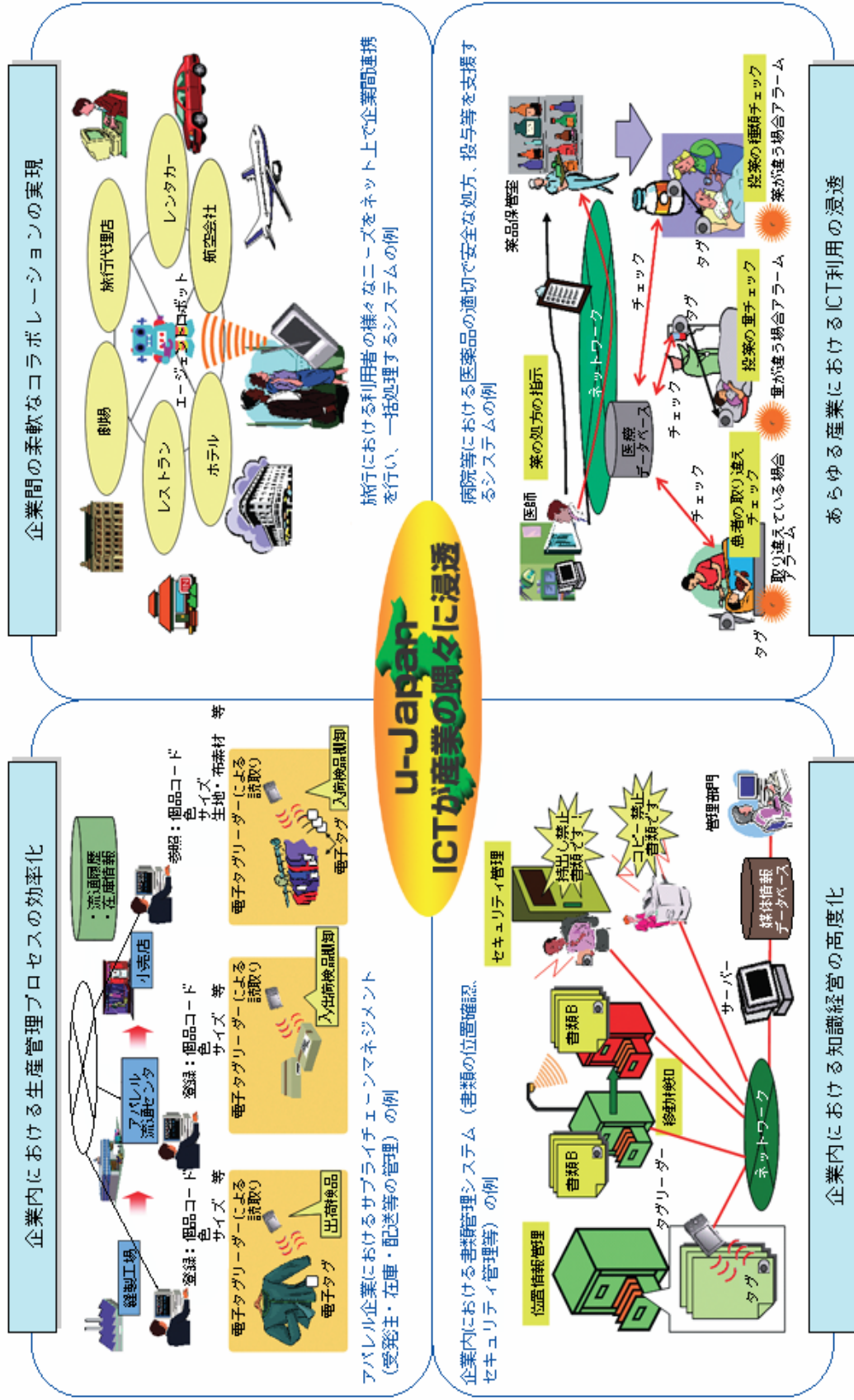


図 U-Japanの生活面での具体的な利用シーン例



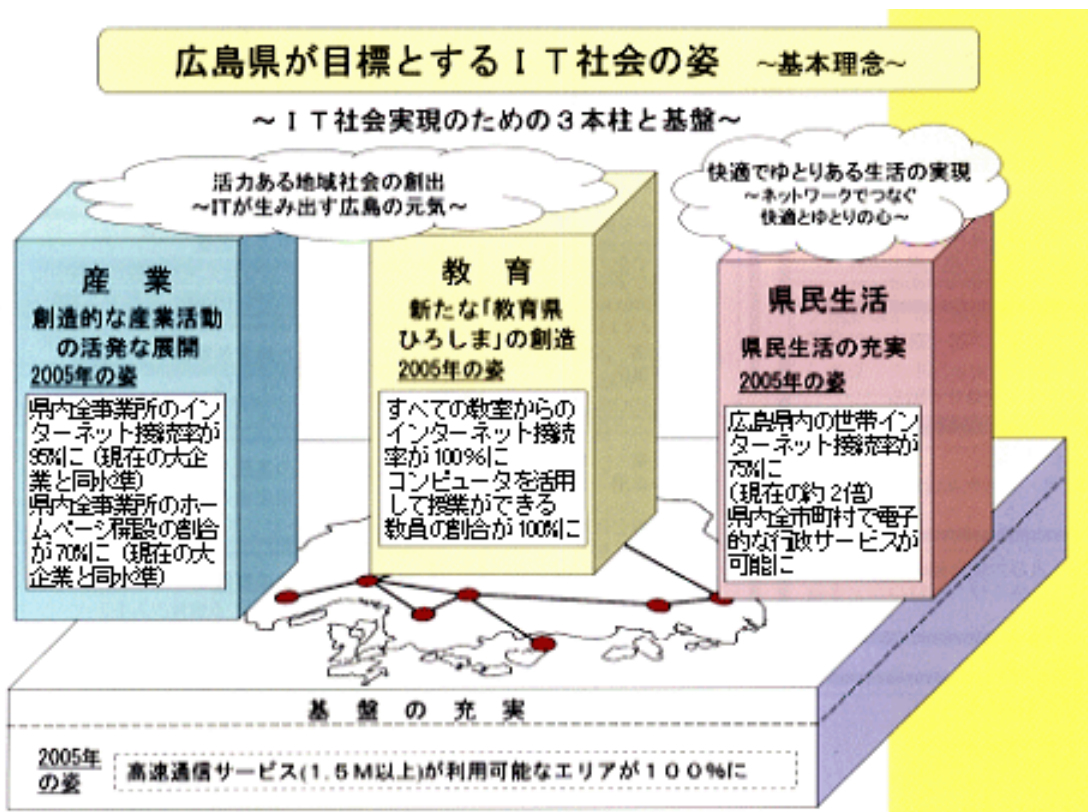
図表②、③ 総務省「ユビキタスネットワーク社会の実現に向けた政策懇談会最終報告書」により作成

こうした課題を乗り越えつつ，u-Japanを理想的な形で実現していくため，総務省では，平成16年(2004年)3月に「ユビキタスネット社会の実現に向けた政策懇談会」を設置し，同年12月に「u-Japan政策」を取りまとめました。

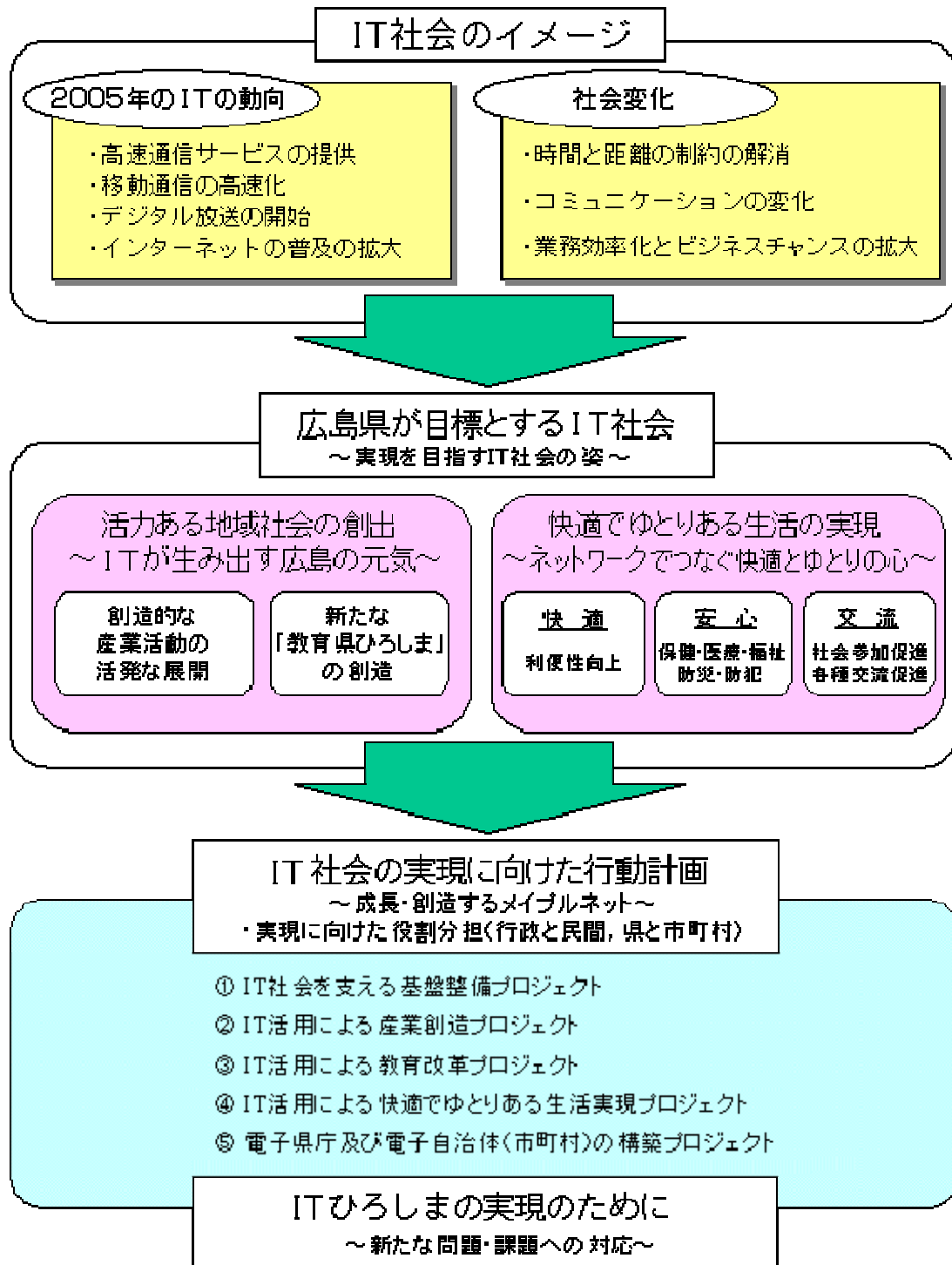
## (2) 広島県における情報化の取り組み状況

### 県のIT化に対する取り組み

広島県では，平成13年(2001年)10月に「ITひろしま行動計画2005」が策定されました。これは，すべての県民が情報通信技術を積極的に活用でき，その恩恵を最大限に享受できる高度情報化社会の実現に向けた行動計画です。



### ITひろしま行動計画 2005 の構成



## 1-4 情報化とは

### (1) 地域特性及び地域課題と情報化

近年、情報通信技術の進展は非常に早く、特にインターネット やマルチメディア における技術は、今や日本社会変革の原動力となっています。市民、教育・研究機関、企業、行政などの分野でも、これらの技術をどのように取り込むかが重要な課題となっています。このような状況のなかで、「情報化」というと、コンピュータやネットワークなどの情報通信機器や技術を導入することを先に考えがちですが、そのような機器及び技術を利用して情報をいかに有効活用するかということに主眼をおいて、情報化を進めることが重要です。また、その活用においては、既存の仕組みの効率化や省力化のみを主たる目的としたものではなく、一歩進めて、従来の基本理念、社会構造、産業構造、地域構造等の枠組み自体を変えていくような積極的で思い切った取り組みを行っていくことが求められています。

地域情報化は、情報通信を活用して情報流通を促進させ、地域の活性化と生活の充実を図るために、情報化のもたらす幅広い効用を踏まえて、地域の特性を活かし地域のさまざまな問題を解決するものであるととらえ、より高次の視点から活用方策を検討することが必要です。

### (2) 情報利用者と情報化

地域情報化に関する行政の取り組みは、情報提供型のものが多かったため、「利用者」は、情報を一方的に受ける立場であることがほとんどでありました。これからは、情報を活用して地域を活性化していくために、市民、教育・研究機関、企業、行政等の地域に関わる全ての主体が情報を受け、かつ発信する双方向のやりとりができ、そこから新しいサービスや交流が生まれるような環境をつくり上げていく必要があります。

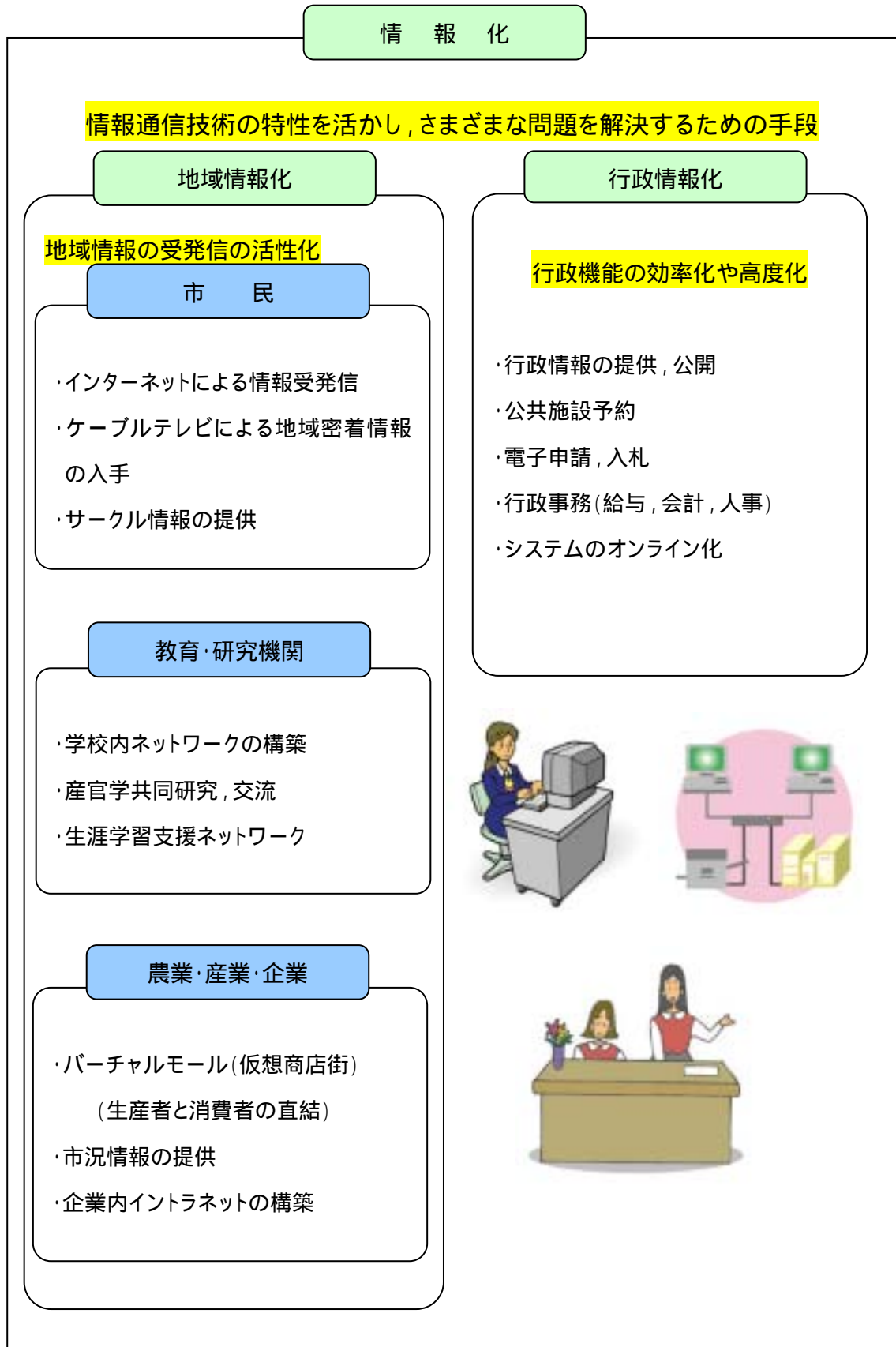
地域情報化における「利用者」とは、情報に対して受身であるだけの利用者ではなく、自ら情報を発信し、他者との交流も行う、情報受発信交流環境を利用する主体ととらえる必要があります。

### (3) 地域情報化と行政情報化

一般的に「地域情報化」とは、地域全体の活性化や住みよい生活・社会環境づくりのために、地域社会を構成する市民生活，教育・研究機関，企業，行政等が，それぞれの立場と価値判断のもとで進める情報通信技術活用行為の総体と考えられています。

一方、「行政情報化」は、行政の業務範囲における情報化であり、行政機能の効率化や高度化を目指すものでありましたが、近年、申請・届出等の電子化，電子的情報提供，電子調達等の取り組みが全国的にも進みつつあります。このことから、住民サービスの一環としての「行政情報化」と位置づけすることもできます。

情報化を推進していく際に、ひとつは地域社会全体の立場からの取り組み「地域情報化」に焦点をあてる必要があります。更に、行政内部から「行政情報化」の取り組みを地域社会に向けて広げていくという考え方も重要となります。これら情報化を一元的に推進することで、地域文化，社会の発展へとつなぐことができます。







## 第2章

# 地域情報化の目標と方針

## 2-1 地域情報化の目標と方針

『三原市長期総合計画基本構想』におけるまちづくりの理念である次の3要素を実現することを目標とします。

一人ひとりが輝くまち

幸せを実感できるまち

活力を生み出すまち

### (1) 推進方針

この目標を達成するため、『三原市長期総合計画基本構想』において掲げた6つの施策大綱の方向を踏まえ、次の推進方針を定めます。

人がふれあい、ともに参画するまち

人を育む教育・文化のまち

健やかに暮らせる安らぎのまち

自然と共生する快適で安全なまち

活力ある産業のまち

交通・情報・観光基盤の充実した交流のまち

### (2) 整備方針

さらに、これらを踏まえ、本市がどう実現に向かうべきかについて、次の整備方針を設定します。

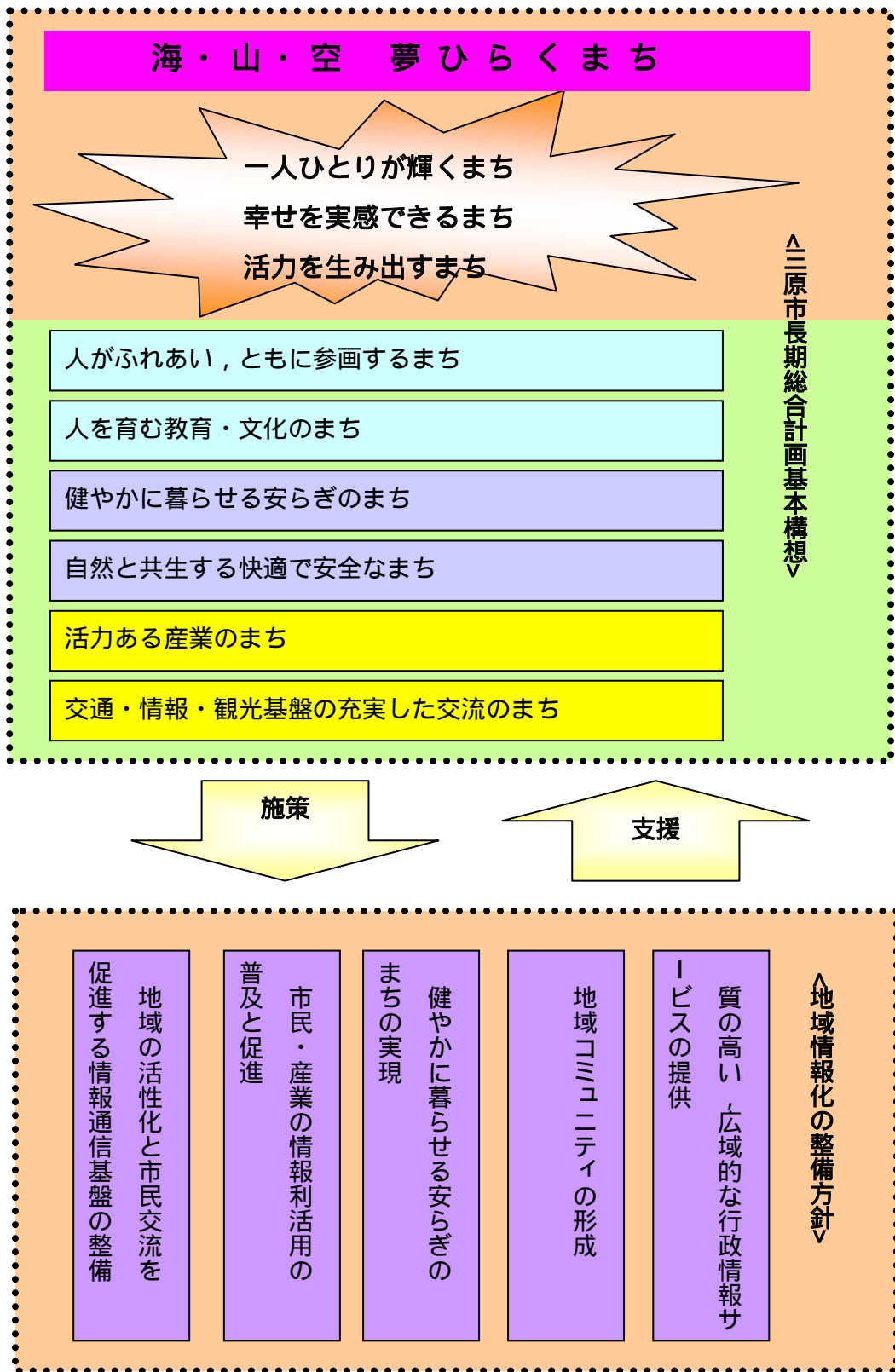
質の高い、広域的な行政情報サービスの提供

地域コミュニティの形成

健やかに暮らせる安らぎのまちの実現

市民・産業の情報利活用の普及と促進

地域の活性化と市民交流を促進する情報通信基盤の整備



## 2-2 地域情報化整備方針の具体的内容

### (1) 質の高い、広域的な行政情報サービスの提供

近年の情報技術の急速な発展により、オンライン申請やホームページを活用した行政情報の入手など、利便性が向上するだけでなく、電子メールや電子掲示板システム（ＢＢＳ）により住民の声を広く行政に反映することが可能となっています。事務や申請手続等の電子化を図るとともに、公民館等の公共施設のネットワーク化や各家庭へのインターネット普及を促進し、双方向での情報提供が可能な体系を構築します。

また、地域情報化は福祉、医療、教育、文化、防災などの行政分野においても、高度な行政サービスの提供を可能とし、住民の生活環境が向上する各種の情報システムや、コンテンツの開発に力を入れていくことが重要です。

これらのサービスを充実するためのコンテンツや情報システムについては、汎用性を確保しつつ、構築する必要があります。

一方で、本市でも、地理・地勢や状況に即したシステムも個別に必要となります。地域情報化に際しては、現在の住民にとって暮らしやすく、また役に立つサービス提供に配慮することが重要です。

#### 施策の展開

環境情報の提供

交通基盤情報の提供

土地利用の高度管理，サービス提供（GIS）

文化振興の推進

電子申請・電子入札

文書管理・財務会計システム

広報手段の多様化

住基カード，ＩＣカード類の独自利用

## (2)地域コミュニティの形成

地域情報化により，地域内の情報発信や入手が円滑化し，市民・民間企業・行政それぞれに双方向の情報伝達が可能となります。また，情報伝達は上下関係だけでなく，平面的な相互関係としても機能していき，住民の主体的な参画意識を促すことが期待できます。

地域のコミュニティを活性化させるために，少子化対策や高齢化対策に効果的なソフトを充実させます。更に，通信ネットワークや地域放送，携帯端末等の活用を通して，自治会情報・回覧板の電子化や公民館・学校の行事案内や連絡網，地区内サークルの案内など，地域色の豊かな情報提供，住民相互の活発な情報交流を深め，地域コミュニティの向上に役立てます。

### 施策の展開

少子化の対策

観光，レジャーの振興

市民コミュニティの交流促進

### (3) 健やかに暮らせる安らぎのまちの実現

安心して、快適に暮らせる都市として、住民の安心・安全を優先した情報化を推進します。

本市、県立広島大学、医療・福祉施設をはじめとした公的機関、市民団体の連携を強め、感染症の予防や健康促進、福祉や介護に関する情報の提供などにより、連携を深め、地域ぐるみで支えあう仕組みづくりが大切です。

また、災害などでは、河川氾濫や地震、津波、火事などの災害時における住民の安全を守ることは、行政の重要な責務であり、情報伝達手段や防災体制を確立し、信頼性の高い防災システム及び、防犯に関する情報を提供するシステムなど、新たな伝達手段を整備し、地域情報化とともにさまざまな工夫や改善を検討します。

#### 施策の展開

医療・福祉・介護情報の提供

総合防災・防犯システム

(ケーブルテレビ・防災無線・携帯電話・電子メール等)

#### (4) 市民・産業の情報利活用の普及と促進

学校教育では、地域イントラネット を利用した教育ネットワークを構築し、教育情報の提供に努めます。

地域情報化が有効に機能して市民生活が充実するように、生涯学習の一環として、住民向けIT講習会などを実施し、地域全体の情報リテラシー（処理能力）の向上を図ります。

また、図書館等の住民が情報収集に集うような公共施設、もしくは新たな情報生活創造のたまり場として、インターネットカフェ のような場所に自由にインターネットを体験できるスペースを整備することも、住民の情報技術の活用向上につながります。

更に、このようなスペースをインキュベーションルーム（新規事業支援空間）として活用し、産官学連携の促進と新規ベンチャー事業の育成にも役立て、地元経済・産業の活性化を図ることも大切です。

加えて、農協・漁協・商工会議所等、地場の産業団体と協力して各種産業の業務の効率化と情報の高度利用に向け、例えば漁場管理や地域農業気象情報、生産・集出荷情報処理、生産技術向上のためのコンテンツ 作成など、各産業の情報利活用を普及・促進する支援を考えていく必要があります。

#### 施策の展開

生涯学習の推進

農林水産業の振興

商工業の振興

## (5)地域の活性化と市民交流を促進する情報基盤の整備

市民一人ひとりの生活に浸透し、真の地域活性化に資する情報化社会を創造していくためには、前述の全ての情報化施策に共通して通ずる情報基盤整備が必要であり、なおかつ、それが地域や産業の活性化と市民交流の促進に資する、誰もが公平で平易に活用できるものでなくてはなりません。

質の高い行政サービスの提供や地域住民との情報共有を図るためには、まず行政における情報ネットワーク化を推進していく必要があります。そのために、今後の行政運営に必要不可欠な地域公共ネットワークの基盤整備が必要です。

一方で、住民が利用する情報基盤としてのインターネットについては、高速回線の整備を促進するとともに、多様な通信回線を選択できる環境を創るための施策が必要です。特に周辺部では、民間事業者に依頼するだけでは、情報過疎地として取り残される可能性があります。

地域情報化により市民の利便性を高め、生活環境の改善が必要です。

情報基盤整備に際しては、本市の持つ地域性や独自性も踏まえながら、各情報化施策の反映を図り、地域に最適な選択肢を考慮することが必要です。

### 施策の展開

地域情報基盤の整備

行政情報基盤の整備（公共施設，学校等のネットワーク化）





図 情報化による市民生活の変化



## 第3章

# 行政情報化の目標と方針

### 3-1 行政情報化の目標

ITの積極的な活用による電子市役所の段階的整備を図り、開かれた行政サービスを推進します。

各種申請・届出などの手続きや行政情報を電子化し、情報ネットワークを利用することで、市民が身近な場所で、利用しやすい時間に行政サービスを受けることのできる電子市役所の段階的な実現を目指します。

### 3-2 行政情報化整備方針の具体的内容

行政の情報化については、国の制度改正の状況や、ハード事業による情報通信基盤の進捗状況を踏まえながら、住民の要望や行政運営上の優先順位が高いものから順次整備していく必要があります。

#### (1) 地域公共ネットワークの早期整備

本市が豊かで快適な生活環境や新しい行政システムの構築を考えていく上で、情報技術の活用による地域情報化の整備は、欠くことのできない緊急かつ重要な要件です。このため、市域全体において、公平かつ平等に情報基盤が利用できる環境を整備します。

また、地域公共ネットワークを早期に構築し、共通の行政システムを導入できるように、本市において早急な地域公共ネットワークも整備します。

#### (2) 新産業の創出と地域の活性化

経済をリードする基幹産業が構造不況の状況にあり、民間活力の弱さを財政出動で支えている側面が強く見受けられる現状の中で、地方分権の動きや現在の財政状況を考慮すると、従来の手法で経済水準や生活水準を維持していくことは困難になりつつあります。

本市の将来を考える際、新しい行政システムの構築とともに、民間が中心となった新しい職種の開発や新産業が発生しやすい環境づくりが必要です。特に新産業の

創出と地域活性化の視点は欠かすことのできない要素です。

また、今後経済活動が本市中心部に集中するとは限らず、旧三原市の周辺部および旧町地域に少なからず経済的影響が出るものと推測されます。新産業創出の期待がかかる地域情報化への取り組みの判断の遅れは、一層の情報格差を生ずる根因にもなり得るため、早急に検討を進める必要があります。

### (3) 独自の整備思想と先進的な情報ネットワークの構築

真に地域に役立ち、新しい社会システムにも呼応する情報化を考える上で、安全性・信頼性・機能性などの点は欠かせない要素です。

現在の周辺地域の情報基盤・ネットワークのレベルを検証すると、将来のデジタル化に向けて回線能力の向上を図り、なおかつ、災害時に備えての安全性や信頼性に配慮した独自の整備思想を持った、地域をリードする先進的な独自のネットワーク構築を考える必要があります。

### (4) 基幹系情報システムの再構築の検討

現在、本市の基幹システムはいわゆるホストコンピュータを中心として構築されています。最近の流れでは、基幹システムをホストコンピュータではなく、オープンシステムによって実現することが多くなっています。このため、本市でも今のホストコンピュータを更新する3～5年程度将来を見据えて、引き続きホストコンピュータを中心としたプロプライエタリシステムを利用するか、オープンシステムを利用するのか、方針の検討を進めていきます。

### (5) その他行政情報システムの更新

現在稼働中のその他の行政情報システムも、導入からかなりの期間経過したシステムもあり、これらの情報システムもこれから数年内に更新時期を迎えるものも少なくない状況です。これらの更新にあたっては、本計画と整合性を考慮しながら推進するものとします。

### 3-3 電子自治体の実現

行政と市民との情報の受発信の機会を増やし、利便性の高い行政サービスを提供するために、電子自治体に向けた取り組みを推進します。取り組みにあたっては、行政事務の効率化に必要な各種システムを整備します。

#### (1) 実現方法

##### 電子申請

行政の申請手続等について、インターネットなどを利用し、申請書の案内・提供、提供者の本人確認、申請書の受理・確認、手数料の納付、審査結果の通知などができるよう、一連の手続を電子化します。

電子申請システムは、広島県市町村電子自治体推進協議会の電子申請運営部会において作成されました。本市は、平成17年(2005年)10月に、11手続について、電子申請システムを導入しました。平成20年(2008年)度までに電子申請が可能な手続を選定の上、20手続/年で増加させ、100手続を電子申請システムに実装する予定です。

最終的には、電子納付や公的個人認証もあわせ、住民票や納税証明等の申請も、インターネットを介して可能となります。

##### 電子入札（調達）

行政の調達手続について、業者登録（受付～審査～登録）、調達の公示・入札・開札・契約等、一連の手続を電子化します。

電子入札システムは、電子自治体推進協議会の電子入札運営部会においてシステム構築中です。平成17年(2005年)度中のシステム導入に向け、調整中です。

資格審査システムは、業者登録名簿の有効期間の関係で平成19年(2007年)度に導入に向け、調整中です。当面は、工事やコンサル業務についての入札を電子化し、追って物品の調達も電子化されます。

##### 文書管理システム

行政間での連携やデータの共有化、市民からの情報公開請求の文書データベースを構築します。

文書管理システムは、決裁・保管・検索などの機能をもったシステム導入を検討します。行政事務の効率化、迅速化を目指します。本庁と支所との連携や、市民からの情報公開請求に対応したものとします。

#### 財務会計システム

現在のシステムはホストコンピュータで処理しているが、電子決裁の導入にあわせ、操作性や機能性を見直し、再構築を図ります。既存のシステムに改良を加えるか、またはパッケージソフトを導入し、電子決裁と連携したシステムを構築します。概ね3年以内にシステムを構築し、運用します。

#### 統合型GIS

各部局が単独で保有する地図データとその属性データを電子化し、行政内でデータの共有化と有効活用をすすめるために統合型GISの導入を検討します。導入によって有益となる関連業務が多岐に及ぶため、関係課との調整が必要です。GIS導入実績のある自治体の調査を踏まえ、早期の導入を検討します。

#### 公共施設予約システム

現在、稼働中の公共施設予約システムは、FAX、PC（インターネット経由）、街頭端末等から、施設の予約が可能です。街頭端末などの機器が老朽化していることから、機器の更新が必要です。

#### 住基カード等、ICカード類の独自利用

行政手続の本人確認、公共料金の支払等、全庁体制で各種業務において、住基カード等のICカード類の独自利用の可能性を検討します。

(2) 実現化イメージ

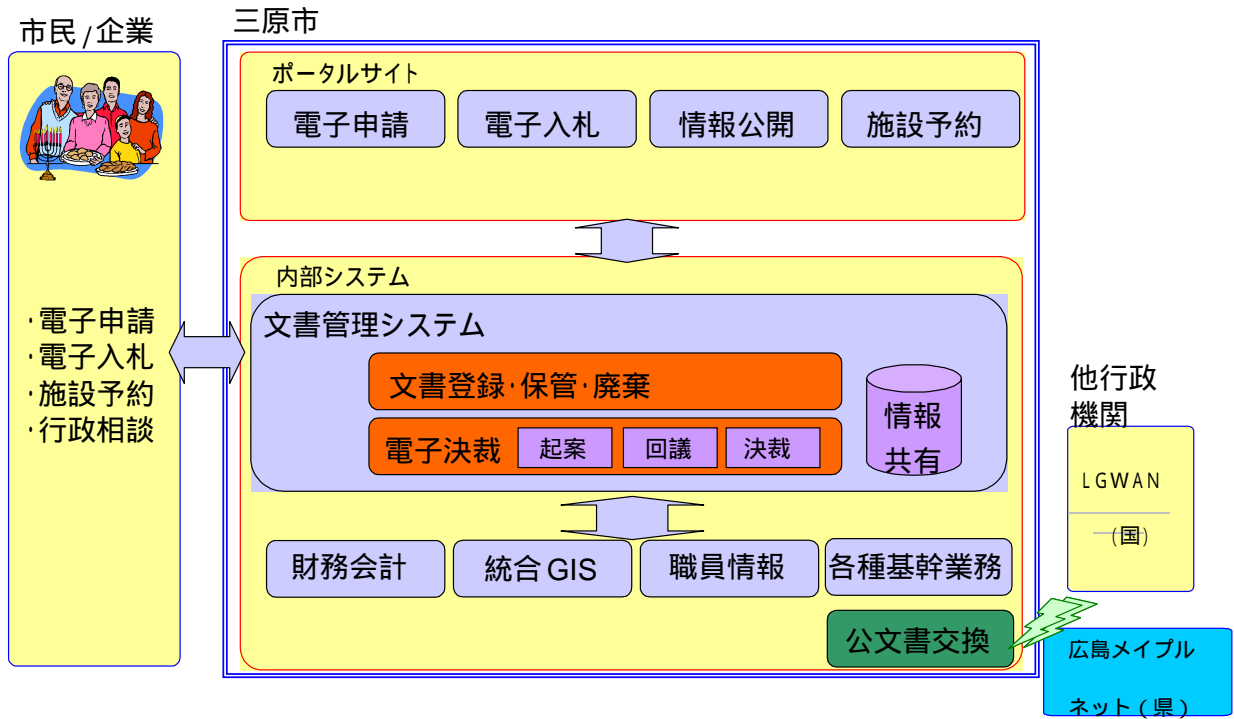


図 行政情報化の実現イメージ



## 第4章

### 情報化基盤の整備

---

## 4-1 情報化基盤の整備の必要性

### (1) 地域情報基盤整備網

地域における情報通信網は、都市市街地など人口集積地域においては、民間資本による高速・大容量のサービスが複数展開されています。投資効果の低い、いわゆる情報過疎地などは、民間による整備が望めないことから、行政による整備が必要となっています。

このことから本郷・久井地域については農林水産省の補助事業により、また、大和地域・幸崎地域についても高速通信網が、各家庭まで整備されつつあります。旧三原市周辺部においても高速通信網の整備について、行政がどこまで行うべきかなど役割分担を含め、検討する必要があります。

また、民間情報網が発達している市街地では、現在、三原テレビ放送㈱がサービスを展開しており、今後、二重投資にならないように、エリア拡張や有効活用が求められます。

### (2) 地域公共ネットワーク

地域情報の高度化を実現するためには、地域の情報通信基盤を確保する必要があります。

主要公共施設間を結ぶ通信網は、整備年次が古いものから順次整備し、近年の情報環境に適した高速通信基盤を確保する必要があります。

## 4-2 地域情報基盤の整備

### (1) 地域情報基盤の整備方法

放送は、テレビの普及率がほぼ100%であり、インパクトのある映像情報をリアルタイムに提供できるため、地域情報化のツールとして最適と考え、本市では、放送と通信を融合した光ファイバー網により、情報基盤を整備します。また、これを利用することで、あわせて次の問題を解決することができます。

#### 難視聴地域の解消

市周辺部では、テレビ・ラジオ放送の難視聴地域が点在しており、テレビ放送

については地域ごとに共同受信施設を設置して対応しています。しかし、老朽化した設備の更新時期を向かえている施設が多いため、ケーブルテレビに切り替えることで、新たな設備投資をすることなく、良質な画質で多チャンネルテレビ番組を視聴することができるようになります。

#### 地上波デジタル放送の対応

平成18年(2006年)10月には広島県の一部で地上波デジタル放送が開始されます。本市でも、平成19年(2007年)に一部地域で開始され、平成22年(2010年)までに順次整備されます。今回整備する地域情報通信網は、この地上波デジタル放送に対応します。

#### 市内全域に高速通信サービスを提供

本市では、本郷・久井地域ですでに公営によるCATV・高速通信サービスをしており、大和地域においても高速通信網を整備します。

一方、旧三原市域においては、民間事業者の高速通信網が発達し情報先進地域になっている地域とそうでない地域が混在しています。民間事業者がサービスの提供を予定していない地域については、ケーブルテレビ網を整備することで、全市域で均一な高速通信サービスを提供することができます。これにより情報格差の解消につながります。

#### 行政情報の提供

市民生活・生涯学習・産業・農業・防災情報等の行政情報は、ケーブルテレビ(自主放送チャンネル・三原テレビ放送(株)借上げチャンネル)を活用し提供します。なお、情報は、従来ともすれば行政が住民に伝達する一方向になりがちですが、住民からの情報提供が可能で住民参画の協働による情報環境を作っていきます。

本郷・久井・大和地域では、行政情報取得装置を活用し災害時の緊急放送や地域コミュニティ情報などを提供していきます。

### (2)情報の区分と受益者負担

情報には、行政情報のように全住民が知ることが望ましいものと、テレビ・インターネットに代表されるように、個人の嗜好によって必要性が異なるものがあります。このうち、前者は行政が負担し、後者は受益者負担を原則とします。

### 4-3 行政情報基盤の整備

現在1.5Mbps程度で構築している地域公共ネットワークを再構築し、行政情報通信網を確立するための基盤として、地域公共ネットワークを整備します。

#### 地域公共ネットワークの整備方法

##### 自営線，三原テレビ放送(株)の貸出線による構築

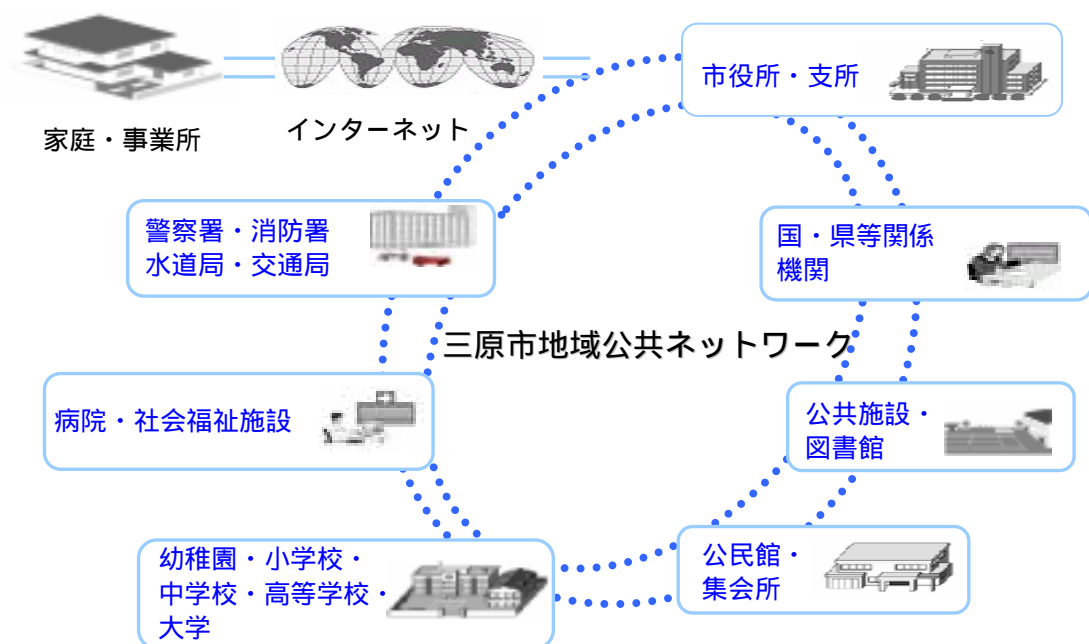
地域公共ネットワークの維持管理費を低減するために、三原市及び三原テレビ放送(株)が整備する光ファイバーケーブルを利用し、旧三原市内の地域公共ネットワークを再構築します。

##### 本郷・久井・大和地域の地域公共ネットワークとの接続

本郷地域・久井地域・大和地域(一部はこれから予定)の地域公共ネットワークのインフラ網と旧三原市が整備したインフラ網を自営線にて接続し、本市の地域公共ネットワークを構築します。

##### 各公共施設の高速伝送路の確保

各公共施設間を接続する地域公共ネットワーク網を見直し、高速伝送路を構築します。



## 第5章

# 地域情報化計画の施策

## 5-1 施策の内容

各整備方針に基づき，方針毎に施策の具体的内容を抽出しました。

なお，各項目の情報システム名は，実際に存在するシステム名を記載しているものではなく，導入を検討するシステムをイメージする名称です。

### (1) 質の高い，広域的な行政情報サービスの提供

#### 環境情報の提供

情報システム名	環境情報提供システム
施策の内容	<p>環境に関する情報の管理と情報の提供サービスを充実します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ゴミの不法投棄の監視，啓発活動</li> <li>・ゴミの出し方の啓発</li> <li>・大気汚染，水質汚濁，騒音，振動，ダイオキシンなどの環境情報をホームページ等で提供します。</li> </ul>

#### 交通基盤情報の提供

情報システム名	交通基盤情報提供システム
施策の内容	<p>道路，ＪＲ，空港，港湾など交通に関する情報の提供やデマンドバス・タクシーなどの地域のＩＴＳ（道路情報提供システム）を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車場の満空情報の提供</li> <li>・交通規制状況の提供</li> <li>・市内バスの運行状況の提供</li> <li>・観光地，主な公共施設への経路案内の充実</li> <li>・広島空港の航空路線，三原港，須波港の航路案内の充実</li> </ul>

## 土地利用の高度管理，サービス提供（GIS）

情報システム名	統合型GISシステム (土地利用の高度管理，サービス提供)
施策の内容	土地利用に関する情報等をGISで統合的に管理します。行政情報の効率化とともに，インターネットを利用し，土地利用に関する情報提供サービスを充実させます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・統合型GIS環境の構築</li> <li>・土地価格，路線価格の提供</li> <li>・都市計画図などの地図データの公開</li> </ul>

## 文化振興の推進

情報システム名	デジタルミュージアム
施策の内容	市が所蔵する文化財や市内に所在する文化遺産のデジタルアーカイブ化を図り，電子博物館として運用します。また，企画展等の情報を提供します。

## 電子申請・電子入札

情報システム名	電子申請・電子入札システム
施策の内容	電子申請では，行政の申請手続等について，インターネットを利用し，申請書の案内・提供，提出者の本人確認，申請書の受理・確認，手数料の納付，審査結果の通知などの一連の手続の電子化を図ります。 電子入札では，市の調達手続を電子化し，業者登録（受付～審査～登録），調達情報の公示，入札・開札，契約等の調達手続を電子的に実施します。

## 文書管理・財務会計システム

情報システム名	文書管理・財務会計システム
施策の内容	行政間での連携やデータの共有化，市民からの情報公開請求の文書データベースを構築します。決裁，保管，検索などの機能を有し，電子決裁による行政手続の効率化を図ります。財務会計システムについては，現行システムの再構築，または新規にパッケージソフトを導入します。

## 広報手段の多様化

情報システム名	マルチメディア 広報システム
施策の内容	行政からの広報手段の多様化を図り，広報をより効果的に実施します。また，コンテンツ については，高齢者や障害者にも配慮した，バリアフリー対策を進める。広報媒体としては，ケーブルテレビ，メーリングリストなどを活用します。 ・無線放送（防災無線）等の活用

## 住基カード，ＩＣカード類の独自利用

情報システム名	住基カード，ＩＣカード応用システム
施策の内容	個人情報保護やカードセキュリティに配慮しながら，以下の機能の実現を検討します。 ・行政手続の際の本人認証への利用 ・公共料金の支払いなどの決済への利用



## (2)地域コミュニティの形成

## 少子化の対策

情報システム名	子育て支援システム
施策の内容	<p>子どもや子育てに関する情報を収集・蓄積し，インターネットや広報誌，ケーブルテレビなどの広報媒体を用いて，関連の市民グループや市民への積極的な情報提供を図ります。</p> <p>蓄積された情報は，データベースとして公開し，子育てに関する知識の共有と支援を行います。</p>

## 観光，レジャーの振興

情報システム名	観光情報提供システム
施策の内容	<p>新鮮な朝市，賑わいのあるフリーマーケット，守り継がれる伝統的な郷土芸能やお祭りなどの情報を充実します。観光情報としては，観光協会や商工会議所・商工会等の情報と連携を図り，観光ルート，観光名所の解説，観光地区の案内，交通機関の情報等を提供します。</p> <p>また，外国人観光客への情報提供など，利便性の向上により，外国人観光客の増加を図ります。</p>

## 市民コミュニティの交流促進

情報システム名	市民コミュニティ交流システム
施策の内容	<p>行政では，NPO などの市民団体等の名簿や活動内容などのデータベース化を図ります。また，電子回覧版などを利用し，行政の迅速な広報活動を支援します。更に，市民団体間での情報交流が促進するように，メーリングリストや掲示板などの市民間での情報受発信機能を提供します。</p>

## (3) 健やかに暮らせる安らぎのまちの実現

## 医療・福祉・介護情報の提供

情報システム名	医療・福祉・介護情報提供システム
施策の内容	<p>既存システムや広島県が提供する救急医療ネットワークシステムと連携し、医療に関する情報を総合的に提供します。また、成人病対策や感染症の予防など、市民の健康促進に関する情報提供の充実を図ります。福祉・介護サービスの各種申請や相談の電子化を促進します。また、福祉・介護サービスの実施状況をデータベース化するとあわせて、相談内容やサービスに対する苦情などの情報を蓄積し、個人に適したきめ細かな情報提供、サービス提供に活用します。</p>

## 総合防災・防犯システム

情報システム名	総合防災・防犯システム
施策の内容	<p>広島県が提供する総合防災情報システムと連携し、防災基礎情報や被害情報を県と共有するとともに、ケーブルテレビ・防災無線・携帯電話・電子メールなど提供手段の多様化を図り、市民への情報提供サービスを強化します。災害を監視する主要な地点には、監視カメラなどを設置し、災害発生時の初動活動を支援します。</p> <p>また、住民の安心・安全につながる防犯情報の提供に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 火災発生情報</li> <li>・ 災害発生情報</li> <li>・ 避難（準備）情報</li> <li>・ 消防団員の招集</li> <li>・ 消防活動（出動）情報</li> <li>・ 防犯情報</li> </ul>

## (4)市民・産業の情報利活用の普及と促進

## 生涯学習の推進

情報システム名	生涯学習支援システム
施策の内容	<p>学校教育では，学校，高等教育機関，図書館，文化施設などを結ぶ地域イントラネット を利用した教育ネットワークを構築し，相互交流による活用，教育情報の提供に努めます。</p> <p>社会教育では，学習機会の提供にあたっては，「いつでも，どこでも，だれでも」が取り組みやすい学習教材の提供に努めるとともに，教育機関等と連携し，情報基盤を活用した教育機会を提供します。</p> <p>また，公共施設予約システムは市内全域の施設を対象とし，図書システムは新システムを導入して速やかに統一し，該当端末の増設や携帯電話等の利用手段の多様化を図ります。</p>

## 農林水産業の振興

情報システム名	農林水産業振興支援システム
施策の内容	<p>農林水産業者の作業の効率化や，作業負荷を軽減するための情報・農産物の市場情報提供を充実させるとともに，農産物の情報発信により販路拡大に努めます。</p> <p>営農情報取得による生産性の向上や，監視カメラの設置などにより，従事者の負荷軽減を促進するための機能を提供します。</p>

## 商工業の振興

情報システム名	商工業振興支援システム
施策の内容	<p>商工業事業者に対する技術情報や流通情報の提供を充実します。</p> <p>また、先端情報や全国的な情報の取得が容易になることにより、事業の拡大や新規事業への参入機会の増加をより可能とします。</p>

## (5)地域の活性化と市民交流を促進する情報通信基盤の整備

三原市全域で原則として可能な限り早期に均一的なサービスが提供できるよう光ファイバーを利用した高速通信網を整備します。

## 5-2 展開スケジュール

情報基盤整備のスケジュールを以下に示します。

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
地域情報基盤の整備						
公設民営エリア	大和地域 幸崎地区	旧三原市周辺地域				
公設公営エリア	本郷地域 久井地域	旧三原市周辺地域				
民営エリア (三原テレビ放送(株)整備) (新規整備・既設リニューアル)	田野浦地区	市街化地域 (三原テレビ放送(株)整備地域)				
地域公共ネットワークの整備						
既存ネットワークの再構築 (ケーブルテレビの利用)	幸崎地区	市街化地域・旧三原市周辺地域				
整備済地域の接続	大和地域	本郷地域 久井地域				

佐木島など島嶼部は無線通信又は海底ケーブルを利用した整備を検討

地域情報基盤の整備については、市内全域（三原テレビ放送が整備する市街化地域を除く地域）を平成22年(2010年)度までの6カ年で整備します。

なお、幸崎地区を除く旧三原市周辺地域の整備においては、財源措置やサービス提供のあり方、費用対効果を勘案し、適切な方式によって整備を進めます。

地域公共ネットワークについては、旧三原市内を、平成22年(2010年)度までの6カ年で既存ネットワークの再構築をします。また、大和地域との接続は、平成17年(2005年)度、本郷・久井地域との接続は、平成18年(2006年)度に整備します。

### 旧三原市周辺地域

木原地区・須波地区・小坂地区・長谷地区・沼田地区・八幡地区・沼田東地区・小泉地区・沼田西地区・高坂地区・鷺浦地区



図 情報基盤整備のエリア区分

表 地域情報基盤整備網の整備計画一覧表

	市街化地域	旧三原市周辺地域・ 大和地域	本郷地域・久井地域
対象世帯数	約 24,000 世帯	約 12,700 世帯	約 5,400 世帯
施工主	三原テレビ放送(株)	三原市	三原市
運営主体	三原テレビ放送(株)	未 定	三原市
運営形態	民設民営	公設民営 (公設公営)	公設公営
インフラ網	FTTC HFC	FTTH FTTC・HFC	FTTH
備 考			多チャンネルテレビ放送は尾道 ケーブルテレビ(株)との契約



- 公設公営エリア
- 公設民営エリア
- 公設民営エリア  
(国の財政支援があった場合は公設公営となる可能性のあるエリア)
- 民設民営エリア〔三原テレビ放送(株) (株)〕

図 情報基盤施設の運営形態区分



## 第6章

# 地域情報化の推進体制

## 6-1 役割分担

地域情報化を推進するためには、市民と行政が一体となり、協働して一つの目標に向かって活動することが重要です。そのためには、市民の地域情報化に対する理解が前提であり、その上で様々な検討を進めていく必要があります。以下に、市民との協働による情報化推進に向けた具体的な留意点を示します。

### (1) 地域情報化に対する理解

情報化を推進するにあたっては、情報化によって何ができるのか、生活がどのように変わるのかといった、地域情報化の効果を市民の方々に理解していただくことが重要です。今後も、市民ニーズの把握に努めるとともに、地域情報化に関する情報を広く市民の方々に公開し、地域情報化に対する理解を求めていきます。また、平成16年(2004年)度から個人情報保護法も施行され、情報化を推進するにあたり、個人情報の取扱いには十分な対策が必要です。

### (2) 情報ボランティアやNPOとの協力

本市においては、パソコンやインターネット技術に詳しい市民が情報ボランティアとして、サンシープラザ及び中央公民館でパソコン研修を行うなど情報リテラシー（処理能力）の向上に大きく寄与しています。

今後は、NPOとの協力体制等も視野に入れて、できるだけ多くの市民がパソコンやインターネット等の情報通信技術に慣れ親しむことができるように支援を進めていきます。

### (3) 地域ケーブルテレビ局との連携

三原テレビ放送(株)は、20年間、ケーブルテレビ局を運営しています。放送、インフラ網（伝送路）に関するノウハウを多岐に渡り蓄積しています。これら技能の有効的な活用と、また地域コミュニケーションツールとしての利用が期待できます。さらに、地域の産業の育成の観点からも、連携を図っていくものとします。

## 6-2 運営体制

地域情報化を円滑に推進するにあたっては、庁内各課や関係機関との調整や変化  
 する社会情勢に柔軟に対応していくことが必要です。このため、本市においては、  
 「三原市情報化推進本部」を組織し、必要に応じて有識者との意見交換や部会・ワ  
 ーキンググループを立ち上げるなどして、市民の利便性向上、社会情勢に応じた行  
 政サービスの効率化・高度化、国や県の補助事業の活用などを検討していきます。

本市における推進体制は、助役及び各部の部長級職員で構成し学識経験者及び住  
 民代表から意見を聴くことができる「三原市情報化推進本部」と、各整備方針に基  
 づき、施策毎に設置される関係各課長による「部会」、関係各課における情報化の核  
 要員となる職員を交えた「ワーキンググループ」、及び、それをサポートする「情報  
 化推進事務局」から構成します。

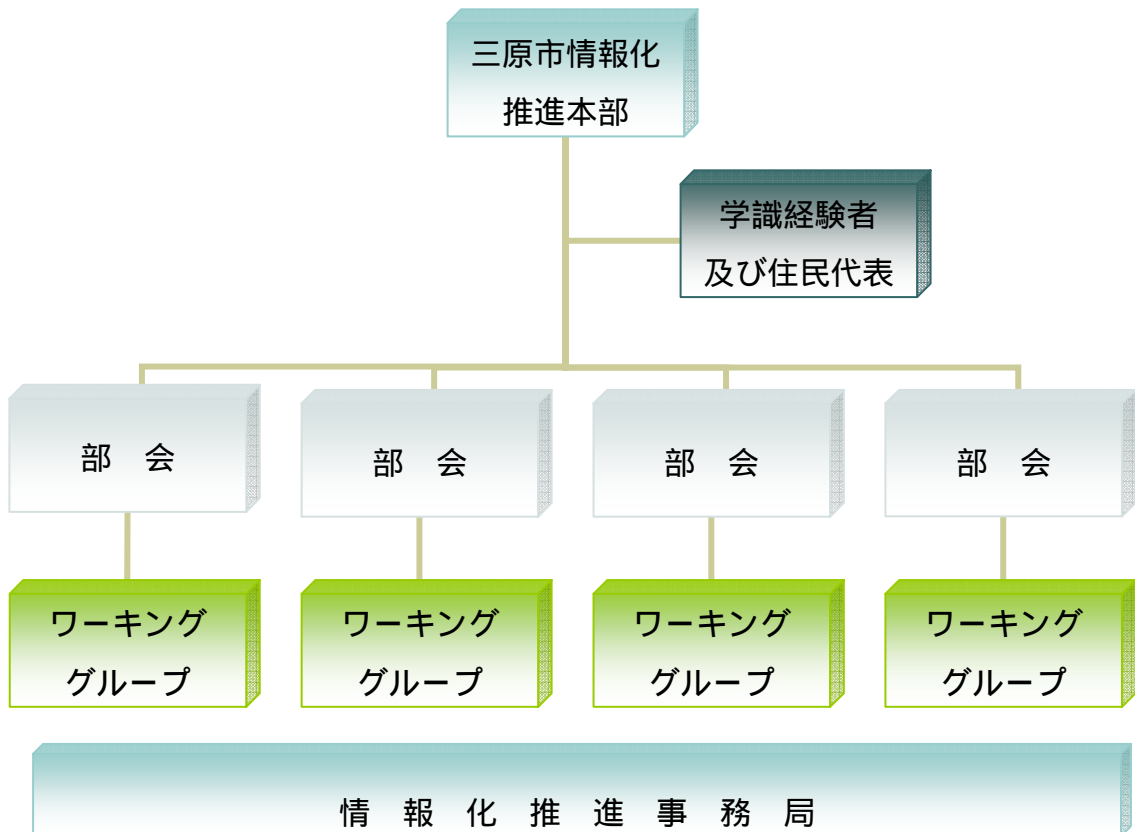


図 三原市情報化組織体制図

## 6-3 推進組織

推進組織の役割を以下に示します。

表 情報化推進体制の構成組織の役割

構成組織	役割
三原市情報化推進本部	ワーキンググループや情報化推進事務局からの報告を受け、本市の将来像や諸計画、関連施策との適合性を踏まえて、全庁・全市的な視点から確認を行います。
学識経験者及び 住民代表	情報化推進本部の検討内容に対して、学識経験者及び住代表の出席を求め、意見を聴くことができます。
部会	情報通信システム等の導入に関して、関係課長などのメンバーを招集し、検討を行います。検討した内容を三原市情報化推進本部へ報告します。
ワーキンググループ	情報通信システム等の導入に関して、関係各課における情報化の核要員となる職員などのメンバーを招集し、検討を行います。検討した内容を部会へ報告します。
情報化推進事務局	情報化推進に関するそれぞれの会務を行います。

## 資料

### 情報化の状況

## 三原地域（旧三原市）の情報化の状況

### (1) 基盤整備事業

旧三原市（平成17年(2005年)3月22日1市3町合併により三原市）では、これまでに総務省、経済産業省の補助を受け実施した事業により、拠点間を1.5Mbps以上の通信速度で伝送可能なブロードバンド環境を整備しています。現在までに実施した事業概要を整理します。

#### 平成9年(1997年)度 自治体ネットワーク施設整備事業

目的：三原市は、地域の高齢化、少子化に対応するため、「地域情報センター」を整備しマルチメディアを活用して行政情報等を身近な場所で、誰でもがわかりやすい形で入手できるようにし、もって住民の利便性の向上を図りました。

概要：三原市に「地域情報センター」を整備して、市役所、図書館、公民館等の公共施設を接続し、行政情報等の各種情報を提供するとともに、映像ライブラリーに蓄積された情報を住民が自由に利用できるようにしました。あわせて、三原広域市町村圏の行政情報を一元管理可能にしました。

#### 平成11年(1999年)度 先進的アプリケーション基盤施設整備事業

三原市の地域情報センターへサーバー、LAN、データベース等の情報システムを整備し、圏域の公共施設に端末を配置しました。自費整備によるネットワーク回線及び借上回線により、地域情報センターと各施設を接続し、以下のアプリケーションを利用可能にしました。

- 1) 電子共和国ご意見箱
- 2) 電子共和国掲示板
- 3) 共和国防災センター
- 4) 共和国文化・スポーツ館
- 5) 共和国文庫

#### 平成12年(2000年)度 地域イントラネット基盤施設整備事業

目的：市内の小中学校を光ファイバーによる高速回線で接続し、インター

ネット・イントラネット 技術を用いた双方向情報ネットワークの構築により、総合学習等の授業に静止画・テキストを組み合わせた学習や、インターネットを通じた各種学習情報の収集を可能とするなど、教育環境の整備拡充を図りました。

概要：地域情報センターに教育情報サーバーを設置し、地域イントラネットのネットワークを活用し、総合学習に対応した多様な教育を、生徒が選択できるように環境を整え、学校教育におけるインターネットの利活用の促進を図るとともに、地域住民の生涯学習の機能も備えたシステムを整備しました。あわせて、行政情報提供のシステムを構築しました。

## (2) 民間放送事業者の概要

平成16年(2004年)1月から三原市の出資となった三原テレビ放送(株)では、本市の情報発信拠点として、これまで地域に密着した様々な情報や緊急災害情報を市民に向けて提供しています。

三原テレビ放送(株)の概要を以下に説明します。

(平成17年(2005年)10月1日現在)

1. 設立	昭和58年11月26日
2. 郵政大臣認可	昭和59年11月21日
3. 放送開始	昭和60年7月1日
4. 資本金	154,500,000円 (三原市出資金 2,000,000円)
5. 従業員数	社員5名 + 契約社員3名
役員数	取締役9名 監査役2名
6. 施設の状況	
(イ) 引込端子数	7,700端子
(ロ) 加入者数	4,200世帯
(ハ) 幹線こう長	78km
(ニ) 中継増幅器	200台(300MHz) 15台(770MHz)

## 7. 所在地等

〒723-0016 三原市宮沖五丁目8番15号

電話 0848-63-8600

FAX 0848-64-8821

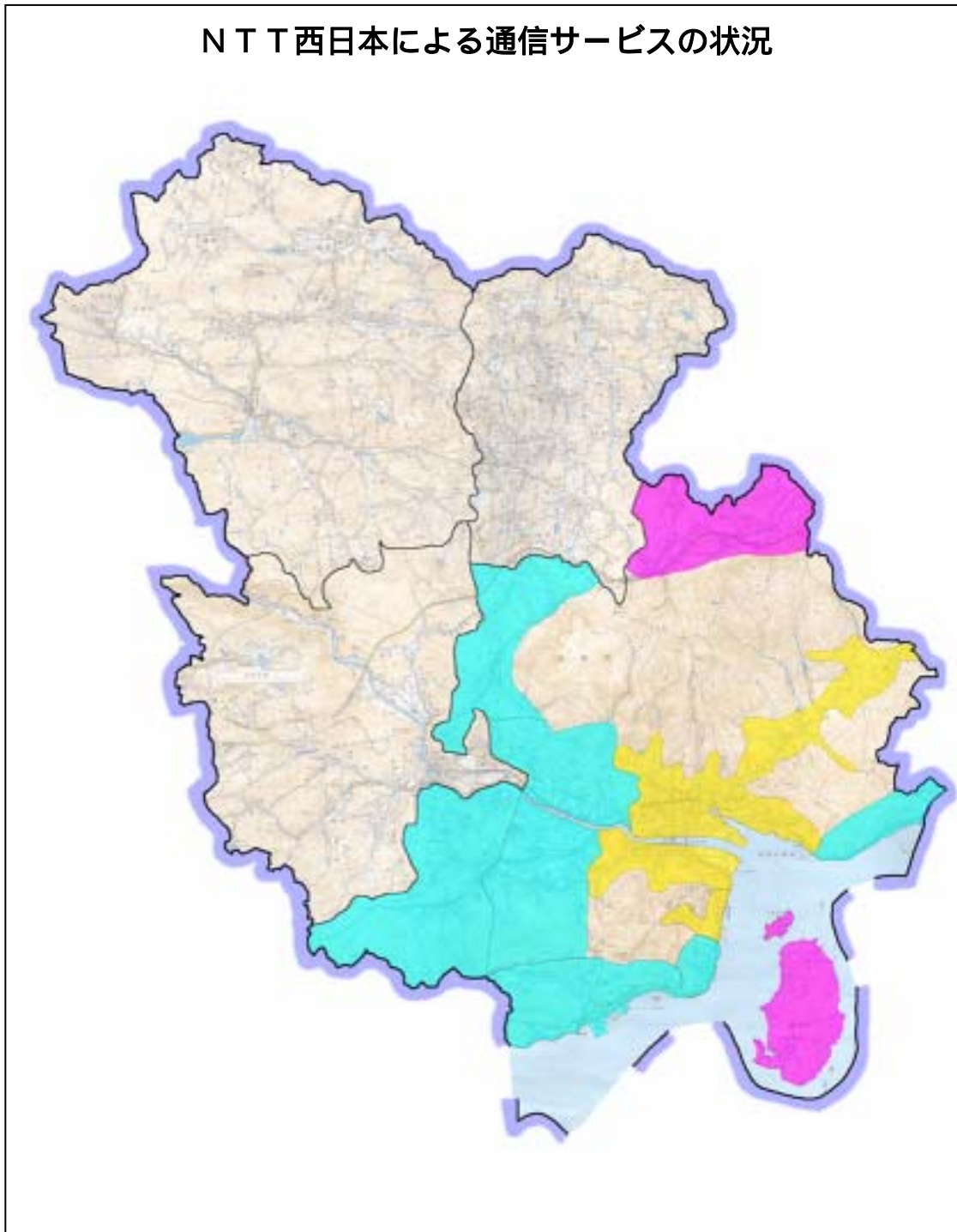
URL <http://www.mcat.co.jp>

Mail [info@mcat.co.jp](mailto:info@mcat.co.jp)



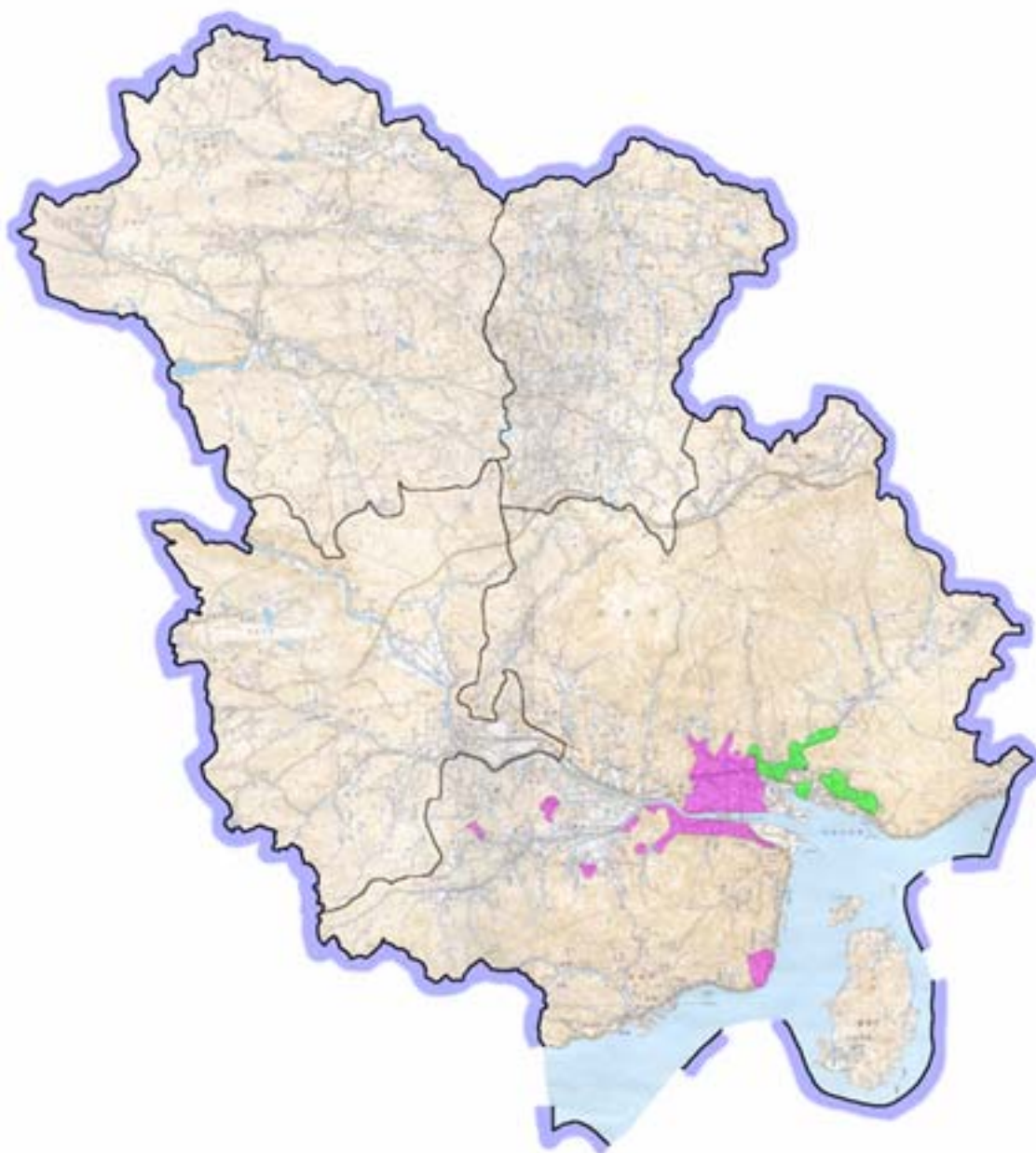
(3)民間通信事業者のサービス提供状況

NTT西日本による通信サービスの状況



- 「Bフレッツ」サービス提供エリア
- 「フレッツADSL」サービス提供エリア  
 収容局から線路距離が、1.5M/8Mプランは4～5km、フレッツADSLモアスペシャルの場合は6.5km以内が利用可能範囲である。
- 「ISDN」サービス提供エリア (凡例は三原地域のみ表示)

エネルギー・コミュニケーションズによる通信サービスの状況



MEGA EGGサービス提供エリア



MEGA EGGサービス新規計画エリア

## 本郷・久井・大和地域の情報化の状況

### (1)本郷・久井地域

#### 加入者系インフラ網の整備

本郷・久井地域は、平成14年(2002年)度から旧2町の全世帯を対象とした地域情報化の基盤整備を農林水産省「農村振興地域情報基盤整備事業」の補助スキームを活用し、4ヵ年で整備を行っています。

センター施設から公共施設・加入者宅・事業所までのインフラ網を光ファイバーケーブルで敷設するFTTH方式により整備しており、公共施設間のインフラ整備及び加入者宅・事業所までのインフラ網の整備は、平成17年(2005年)度末に完了します。

公共施設、住民宅では、大容量で超高速な通信と、多チャンネルテレビ番組の提供が可能なケーブルテレビ放送が開始されます。これらサービスを利用するためには、公共施設、住民宅に、光ファイバーケーブルを収容するための「光成端箱」、光信号を電気信号に変換する「光電気変換機(通信用・放送用、各1台)」、「行政情報取得装置」を設置しています。

「行政情報取得装置」では、インターネット技術を利用した行政情報や防災情報の告知放送(IP告知)を行い、IP電話としての利用、また超高速インターネットの利用が可能です。

ケーブルテレビサービスは、地上波放送、農事番組を含むCS放送の12チャンネルの番組を視聴できます。また、多チャンネル番組については、別途・尾道ケーブルテレビ(株)と個人契約することで、約30チャンネルを視聴できます。

### 地域公共ネットワークの整備

本郷地域46ヶ所，久井地域43ヶ所を旧各町の情報センターと光ファイバーケーブルで接続し，地域住民の利便性を図るために，農事情報に関する事項をはじめとし，さまざまなアプリケーションの提供を予定しています。

#### A)行政情報システム

インターネットを利用し，行政情報，広報情報，電子申請サービスを提供します。また，教育機関の行事情報や地域の産業，観光情報を提供します。

#### B)農作物市場情報システム

インターネットを利用し，農家に対して農業に必要な情報を提供し，双方向通信による営農相談を行うことにより，生産性の向上，災害防止，農家の利便性を図ります。

#### C)防災情報・高度気象情報システム

インターネットを利用し，最新の気象情報，防災情報を得ることができます。

#### D)地域内広報連絡システム

センター施設から，市・地域のニュースやお知らせ，行政情報，防災情報等をケーブルテレビで放送し，家庭のテレビで情報を入手できます。

#### E)総合管理システム

小中学校及び保育所のインターネット環境にコンテンツ フィルター（有害情報制御装置）を設置し，有害情報の制限を行います。

## (2)大和地域

平成16年(2004年)度から平成17年(2005年)度の2ヵ年で、大和地域全域にF T T H方式によるインフラ網の整備を推進しています。

平成16年(2004年)に、大和支所をセンター施設とし、地域内26ヶ所の公共施設間で地域公共ネットワークを整備しました。

平成17年(2005年)度では、公共施設以降の加入者宅まで、大和地域全域に渡りケーブルテレビ対応型のF T T H方式によるインフラ網整備を計画しています。本市の地域に密着した情報を提供するために、放送事業者から、地上波、C S、B S放送、自主番組放送の供給を受け、加入者宅への配信を行います。

## 用語集

**インターネット**：通信プロトコル TCP/IP を用いて全世界のネットワークを相互に接続した巨大なコンピュータネットワーク。

**インターネットカフェ**：喫茶店形式で飲み物や軽食を楽しみながらインターネットが利用できるサービス。

**イントラネット**：通信プロトコル TCP/IP を初めとするインターネット標準の技術を用いて構築された域内ネットワーク。

**基幹系システム**：住民情報，税，福祉など行政の基幹となる業務を処理する情報システム

**オープンシステム**：複数のメーカーのソフトウェアやハードウェアを組み合わせで構築された情報システム。各社がハードウェア，OSやアプリケーションソフトの外部仕様を公開することで実現できる。価格や性能を比べてもっとも適切な製品を組み合わせることができることに大きなメリットがある。一方，正常に動作しない場合や不具合が生じたときに原因や責任を特定することが難しいというデメリットもある。

**コンテンツ**：一般に，マルチメディア によって提供される内容や中身を指す。

**ドッグイヤー**：（dog year）犬は15年も生きたらそれこそ大往生で，人間の3，4倍の猛スピードで人生を通り過ぎていきます。そんなことから，ドッグイヤーは時が速く過ぎ去ることの意味にも使われています。

**光ファイバー**：ガラスやプラスチックの細い繊維できている，光を通す通信ケーブル。非常に高い純度のガラスやプラスチックが使われており，光をスムーズに通せる構造になっている。

光ファイバーを使って通信を行なうには、コンピュータの電気信号をレーザーを使って光信号に変換し、できあがったレーザー光を光ファイバーに通してデータを送信する。

光ファイバーケーブルは、電気信号を流して通信するメタルケーブルと比べて信号の減衰が少なく、超長距離でのデータ通信が可能である。また、電気信号と比べて光信号の漏れは遮断しやすいため、光ファイバーを大量に束ねても相互に干渉しないという特長もある。

**ブロードバンド**：高速な通信回線の普及によって実現される次世代のコンピュータネットワークと、その上で提供される大容量のデータを活用した新たなサービス。光ファイバーやCATV、xDSLなどの有線通信技術や、FWA、IMT-2000といった無線通信技術を用いて実現される、概ね500kbps以上の通信回線がブロードバンドである。

**ホストコンピュータ**：中央に設置して各種業務を一手に処理する処理能力の高いコンピュータ。

**プロプラエタリシステム**：特定のメーカーのソフトウェアやハードウェアを組み合わせで構築された情報システム。一社で、ハードウェア、OSやアプリケーションソフトを構成できるため、不具合が生じたときに迅速な対応が行える、原因の特定が比較的容易であること、また最適なパフォーマンスが出せるようチューニングが行いやすいことなどがメリットである。一方、他社の優秀な技術を利用できない、一社から調達するため、コスト的に高額になりやすいというデメリットもある。

**プロトコル**：コンピュータ同士で通信する際に必要な規則。

**マルチメディア**：ラジオ、テレビなどの既存の様々なメディアにおける情報を、デジタル化して一元的に取り扱えるようにすること。

**ユビキタスコンピューティング**：生活や社会の至る所にコンピュータが存在し、その

存在を意識させることなく、必要に応じてネットワークに蓄積された個人情報等を参照しながら、自動的に他のコンピュータと連携して処理を行う。ユビキタスネットワークと同義で使われることもある。

**D S L**：電話線を使って高速なデジタルデータ通信をする技術の総称。既存の電話線を流用できるので、光ファイバーが普及するまでの「つなぎ」サービスとして急速に普及しているが、電話局と利用者の距離が短くないと使えない、日本では ISDN と混信する恐れがあるなどの欠点もある。

**F T T C**：(Fiber-To-The-Curb)光ファイバーの導入方法の一つで、歩道の縁石までは光ファイバーを引き込み、その先はメタリックケーブルを使う方法。

**F T T H**：(Fiber-To-The-Home) 光ファイバーによる家庭向けのデータ通信サービス。元は、一般家庭に光ファイバーを引き、電話、インターネット、テレビなどのサービスを統合して提供する構想の名称だったが、転じて、そのための通信サービスの総称として用いられるようになった。

**G I S**：デジタル化された地図(地形)データと、統計データや位置の持つ属性情報などの位置に関連したデータとを、統合的に扱う情報システム。

**H F C**：(Hybrid-Fiber-Coax)CATV 網のネットワーク構成方法の一つで、光ファイバーと同軸のケーブルを組み合わせたもの。

**I C T**：我が国では、インターネットや携帯電話等の情報通信技術をあらわす言葉として「IT」の語が広く普及しているが、これは Information Technology の略であり、米国や韓国でも同じ語が使用されているものである。一方、国際的には、欧州や中南米、アジアの各国及び各種国際機関において、情報通信技術として「ICT」の語が広く定着しており、これは Information & Communications Technology の略である。



これから実現を目指すユビキタスネット社会においては、「人と人」のコミュニケーションだけでなく、「人とモノ」、「モノとモノ」のコミュニケーションも現実のものとなる。このように、誰でも何でも簡単にネットに接続することにより多様で自由かつ便利な「コミュニケーション」が実現するという点が最も重要な概念であることを踏まえ、情報通信におけるコミュニケーションの重要性をより一層明確化するために、u-Japan 構想においては「ICT」の語が使用されている。平成 17 年(2005 年)度の政策大綱では u-Japan 構想を軸に体系化したため、これまで「IT 政策大綱」としていたものを、本年度より「ICT 政策大綱」と新たに位置づけることとした。

なお、今回の「ICT 政策大綱」では、経済財政諮問会議に提出した「u-Japan」構想の概要も踏まえ、

- 1)いつでもどこでも快適なネット利用ができる社会の実現
- 2)新ビジネスや新サービスが次々に生まれる社会の実現
- 3)誰もが安心・安全に暮らせる社会の実現
- 4)個の活力が湧き上がる社会の実現

の 4 つの柱を軸に、平成 17 年度の ICT 分野の重点施策を取りまとめることとした。

**ISDN**：統合サービスデジタル通信網。

**LGWAN**：地方自治体間を相互に結ぶ広域ネットワーク(WAN)で、総合行政ネットワークの略。

**NPO**：民間の非営利組織。

**TCP/IP**：ネットワークプロトコルの 1 つ。

**www**：インターネットやイントラネットで標準的に用いられるドキュメントシステム。

## C A T V 伝送方式の説明

C A T V の伝送方式は大別して H F C 方式，F T T C 方式，F T T H 方式の 3 つの方式があります。

### ( 1 ) H F C 方式

光ファイバーと同軸ケーブルを併用した方式で，F T T C 方式と比較し情報を伝送する能力は多少劣るものの，現状でのサービス提供には十分な伝送能力を備えています。初期費用（建設費），維持管理費を抑えることができ，技術的成熟度・信頼性も高い。

### ( 2 ) F T T C 方式

従来の H F C 方式を進化させた方式で，加入者宅に近いところまで光ファイバーケーブルを敷設しており，十分な伝送能力を有します。F T T H 方式と H F C 方式の長所を活かしたシステムです。将来的に F T T H 方式が必要になった段階では，既設の光ファイバーケーブルを流用することで，比較的容易に F T T H 方式へ移行することが可能。

### ( 3 ) F T T H 方式

センターから加入者宅まで光ファイバーでつなぐ方式のため，大容量の通信が可能で，映像・音声を活用した動的な情報提供が可能です。他の方式と比較し現段階での建設費は多少高価ですが，電気で稼動するアクティブ機器を使用しない方式が一般的で，落雷に強く被害を受けにくい。

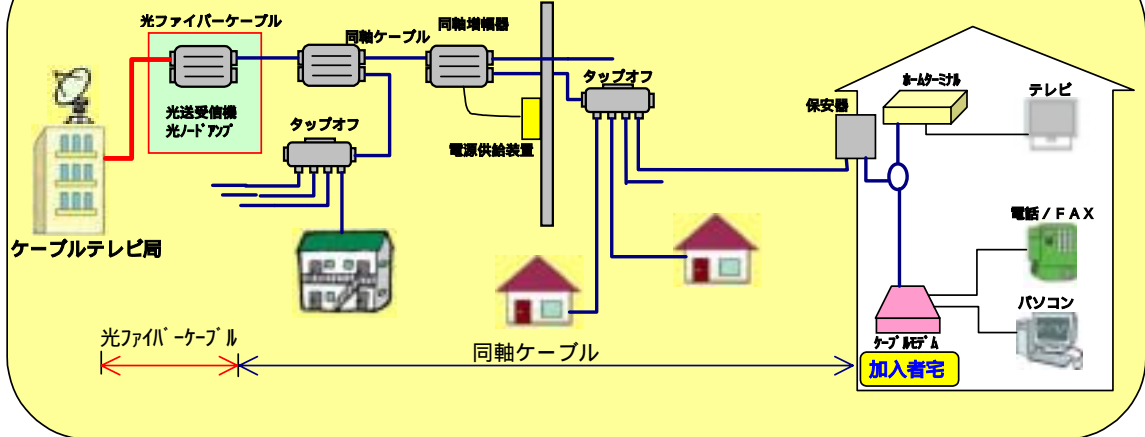
HFC・FTTC・FTTH方式の概要

	HFC方式	FTTC方式	FTTH方式
主要幹線	光ファイバケーブル 同軸ケーブル	光ファイバケーブル	光ファイバケーブル
加入者系	同軸ケーブル	同軸ケーブル	光ファイバケーブル
インターネット 伝送速度	下り：最大 42Mbps 上り：最大 30 Mbps	下り：最大 42Mbps 上り：最大 30 Mbps	下り：最大 100Mbps 上り：最大 100Mbps
長 所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・FTTC方式と比較し、建設費・維持管理費が割安</li> <li>・ネットワーク設計に拡張性・自由度があります</li> <li>・加入者の配線工事は、地元電気店で対応が可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・FTTH方式のような高速通信が可能なシステムで、建設費がHFC方式並みに安価に抑えられる</li> <li>・小セル化構成とすることで、FTTH方式への移行が容易</li> <li>・ネットワーク設計に拡張性・自由度があります</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・FTTC方式と比較して電氣的なひずみが少なく、混合雑音がない</li> <li>・超高速・大容量のデータ伝送が可能</li> </ul>
短 所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通信機器に障害が出ないよう、流合雑音<sup>1</sup>対策が必要</li> <li>・通信速度がFTTH方式と比較して遅い</li> <li>・BSなどの高周波信号を伝送するにはSTB<sup>2</sup>が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通信機器に障害が出ないよう、軽度な流合雑音<sup>1</sup>対策が必要</li> <li>・通信速度がFTTH方式と比較して遅い</li> <li>・BSなどの高周波信号を伝送するにはSTB<sup>2</sup>が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・FTTC方式と比較し、建設費、維持管理費が少し高い</li> <li>・ネットワーク設計の拡張性・自由度が乏しいため、綿密な設計が必要</li> </ul>

1 流合雑音：タップオフ、中継器などからの上りの雑音ヘッドエンドに集まってくる雑音、あるいはその雑音によって起こる障害のこと。

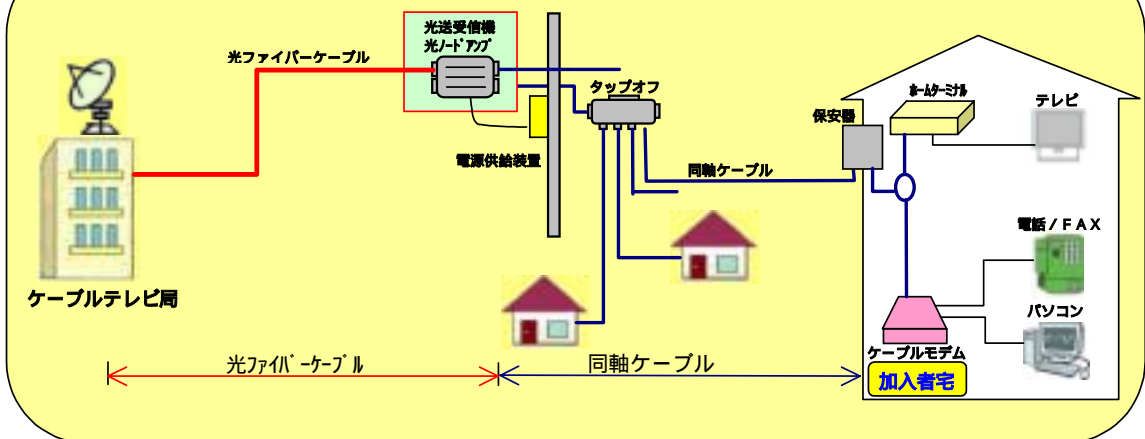
2 STB：セットトップ・ボックス、CATVやインターネット、デジタル放送など、通信回線を経由した双方向サービスを利用する目的で、テレビに接続される端末機。

### HFCネットワークの構成例



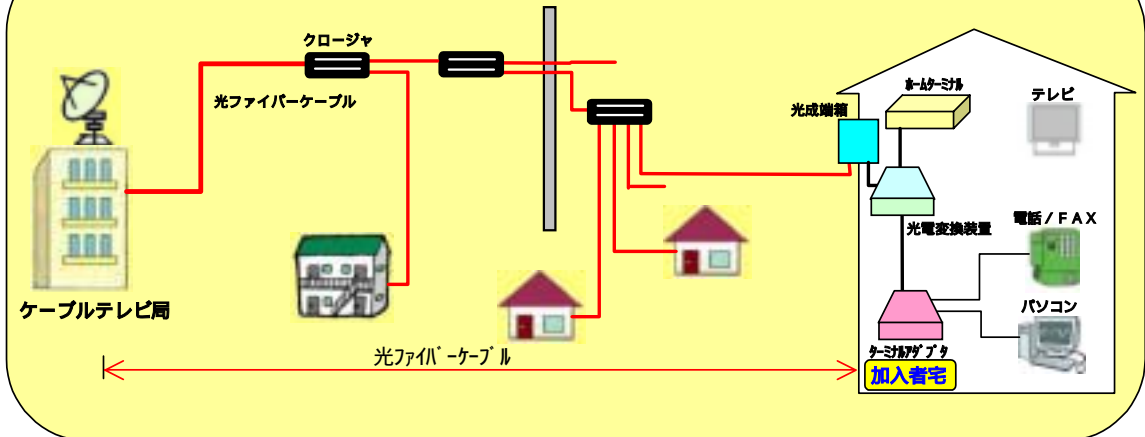
**光ノードアンプ**：ヘッドエンドから光ファイバケーブルで伝送されてきた信号を光から電気信号に変換する機器  
**同軸増幅器**：同軸ケーブルにより伝送された信号が途中で減衰するため、信号を増幅し伝送距離を延長するための機器  
**タップオフ**：ヘッドエンドから伝送された信号を各戸へ引込むため、信号を分岐・分配する機器  
**電源供給装置**：同軸増幅器へ電気を供給するための電源装置

### FTTCネットワークの構成例



光ファイバケーブル 同軸ケーブル

### FTTHネットワークの構成例



**クロージャ**：光ファイバケーブルを接続し、光信号を分配するための機器  
**光変換装置**：ヘッドエンドから光ファイバケーブルで伝送された信号を、光から電気信号に変換する機器

# 三原市地域情報化計画

平成17年(2005年)12月

編集・発行	三原市
住 所	〒723-8601 三原市港町三丁目5番1号
電 話	0848-67-6192
F A X	0848-67-6199